平成26年度「静岡県耐震診断補強相談士」登録手続きの御案内

このたび申し込みをいただきました「国土交通大臣登録　耐震診断資格者講習（木造耐震診断資格者講習）」を受講し、下記の認定要件を満たす方は、「静岡県耐震診断補強相談士」として登録をすることができます。

講習終了時に、「静岡県耐震診断補強相談士」の登録手続きを行いますので、登録を希望される方は、講習会当日に必要書類を持参してください。

１　認定要件

静岡県内に在住または在勤する、次のいずれかの者

(1) 建築士（昭和25年法律第202号）による建築士（一級、二級、木造）

(2) 木造住宅の施工（大工）に関する７年以上の実務経験を有する者

２　登録手数料

無料

３　講習会当日持参するもの

(1) 今回初めて登録される方、又は過去に登録したが失効した方　新規登録

①認定申請書（様式第２号）

②建築士免許証の写し[認定要件(1)の者]

③実務経験申告書（参考様式）[認定要件(2)の者]

④日本建築防災協会から送付された講習会の受講票の写し

⑤写真（カラー横２cm×縦３cm）　１枚

［６ヶ月以内に撮影した脱帽上半身のもの。裏面に氏名・生年月日を記入のこと］

(2) 登録証を更新される方（有効期限が平成27年３月31日の方）　更新登録

※有効期限切れの場合は、(1)の新規登録になります。

①登録証更新申請書（様式第４号）

②現在の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

③日本建築防災協会から送付された講習会の受講票の写し

④写真（カラー横２cm×縦３cm）　１枚

［６ヶ月以内に撮影した脱帽上半身のもの。裏面に氏名・生年月日を記入のこと］

(3) 申請様式の入手方法

申請様式は、静岡県ホームページ「耐震ナビ」からダウンロードできます。

http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/index.html 新着情報

４　留意事項

相談士に認定・登録された方は、登録者名簿に掲載され、県及び市町の窓口等で公開されますので御了承ください。

申請に不備等がある場合は、登録をお断りすることもあります。

平成 26 年８月吉日

問合せ先　静岡県くらし・環境部建築住宅局
建築安全推進課　建築耐震班　担当：神尾、村松
電話番号　０５４－２２１－３３２０